その他

１．施工体制点検特別調査班
（施工体制Gメン）立入調査について

２．低入札価格調査制度について

1.施工体制点検特別調査班（施工体制Gメン）立入調査について

■要旨

本調査は、工事現場の適正な施工体制の確保を図り、良質な公共事業の推進及び不良不適格業者の排除を目的とし、施工体制Ｇメンが施工現場への立ち入り調査で建設業法等に照らし不適切な事項があった場合、指導書を交付することにより、一律に工事成績評定（法令遵守違反）に反映してきた。

平成２５年４月１日以降は、立入調査と当該調査結果に基づく処分等（許可取消処分、営業停止処分、指示処分、勧告、監督員による指示）を分離し、**立入調査については従来通り施工体制Ｇメンが行い**、当該調査結果に基づく**不適切な事項については、建設業法や入札参加停止要領等の所管課である建設業・契約管理課に報告する**こととしている。

このことにより、違反事実の軽重を踏まえ、より厳密な指導・処分の適用や指導・処分内容に伴う工事成績評定への反映を行うものである。

＊この内容はＨ２５年４月１日以降に施工現場への立入調査を実施するものから適用する。

■実施要領第6条（業者指導）第1項

～第6条第1項（施工体制Gメンの行為）～

これまで、施工体制Gメンは、建設業法、建設工事請負契約書（以下、「建設業法等」という。）に照らして不適切な事項があった場合は「指導書」を交付し、工事成績評定への反映等を行ってきましたが、**平成25年度以降は「確認書」の交付を行っています。**

■実施要領第6条（業者指導）第2項

～第6条第2項（関係者への報告）～

施工体制Gメンは「確認書」を交付した場合、**建設業者の不正行為等に対する監督処分等及び入札参加停止の措置を検討する建設業・契約管理課に報告するとともに、監督員に対し報告します。**

監督員は受注者に対して指示書を交付し、適切な施工体制の確保を指導します。

施工体制点検特別調査班立入調査について

平成21年4月24日以降

・土木部発注工事に加えて農林部発注工事を受注した現場への立入調査を開始

平成23年6月13日以降

・土木部、農林部発注工事に加えて、水道局発注工事を受注した現場への立入調査を開始

・平成25年4月1日に「施工体制点検特別調査班立入調査実施要領」を改正

平成30年度

・今年度も、**200件程度**の現場立入調査を予定

・必要な場合は建設業法第28条第3項に基づく監督処分等を行う

現場点検件数

平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
点検件数	指導書交付数	点検件数	指導書交付数	点検件数	指導書交付数	点検件数	指導書交付数	点検件数	確認書交付数	点検件数	確認書交付数	点検件数	確認書交付数	点検件数	確認書交付数
200	15	175	16	157	14	204	7	196	5	202	9	213	8	211	5

●平成29年度に、確認書を交付した主な理由

・専任が必要な工事において主任(監理)技術者が専任していない

・施工体系図に記載がない業者が施工していた

・施工中の業者の建設業の許可票が掲示されていなかった　　等

施工体制点検特別調査班立入調査について

立入調査実施時の確認書交付対象

項　目	内　　容
主任（監理）技術者等の専任（常駐）制	①主任（監理）技術者が専任していない
	②現場代理人が常駐していない
各種掲示の不備	①建設業許可票、施工体系図を掲示していない（掲示していても記載漏れがある）
	②施工体系図等の掲示場所が適正でない （建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律により「工事関係者が見やすい」「公衆が見やすい」場所に掲示）
施工体制台帳の不備	施工体制台帳が作成されていない、又は現場ごとに備え付けられていない
法令違反の恐れ	過積載の恐れが認められた（搬出記録により確認）
下請業者の状況	①施工体系図に記載がない業者が施工している
	②専任が必要な下請業者の主任技術者が専任していない

その他の指導対象

項　目	内　　容
配置技術者等の専任(常駐)	主任（監理）技術者の専任、現場代理人の常駐に関して疑義がある
施工体制台帳の不備	①施工体制台帳の記載内容に誤りがある
	②配置技術者が工事に主体的に関与していることが不明（書類に確認印等がない等）
下請業者の状況	下請業者の主任技術者の資格を元請が確認していない

施工体制点検特別調査班立入調査について

施工体制台帳について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、平成27年4月1日以降に契約を締結する公共工事については、**施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結するすべての場合に拡大**されています。

そのため、下請契約を行うすべての公共工事について、以下の①、②が必要となります。

①施工体制台帳を作成し、発注者に提出

②**施工体制台帳を現場毎に常備**

（発注者へは写しを提出）

施工体制点検特別調査班立入調査について

奈良県公契約条例について

〇法令の遵守

奈良県公契約条例が平成26年7月10日に制定され、平成27年4月1日から施行されていますので、法令を遵守して下さい。（奈良県会計局ホームページ参照）

なお、この条例に該当する工事は、入札条件の中に記載されています。

〇労働者への明示

予定価格が3億円以上の工事にあっては、労働者に対して、「特定公契約であること、関係法令の遵守を約していること、法令遵守していない場合に奈良県等に申し出ができること」を、

①作業場の見やすい場所への提示

②当該事項を記載した書面の配布・受領

①または②により明示する必要があります。

参考（行政指導又は処分について）

■調査フロー図（違反があった場合）

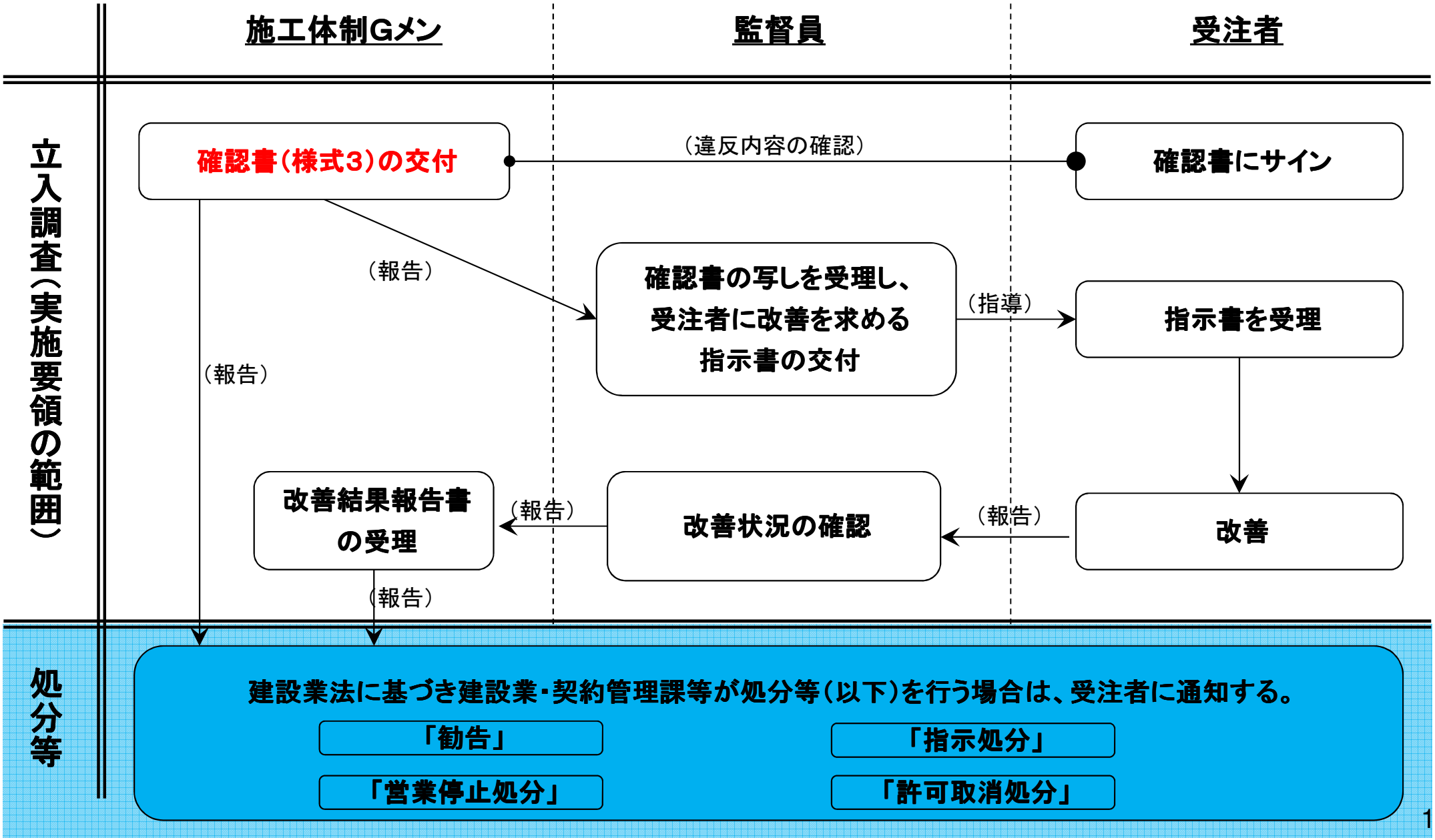

参考(「工事成績評定」への反映について)

■監督員から改善指示があった場合の減点①

別紙－１①

考査項目別運用表

（主　任　監　督　員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □　「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 □　施工計画書を、工事着手前に提出している。 □　作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 □　品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 □　元請が下請の作業成果を検査している。 □　施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □　現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 □　工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □　機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 □　その他（理由：　　） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□　施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 □　「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 □　作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 □　現場代理人が、工事全体を把握している。 □　設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □　監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 □　書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。			□　配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□　配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

施工体制Gメンにより「確認書」が交付され、監督職員が文書による改善指示を行った場合、工事成績評定要領のとおり、主任監督員が評価する考査項目別運用表の施工体制（施工体制一般、配置技術者）において、“d”評価（最大2項目）となります。

参考(「工事成績評定」への反映について)

■監督員から改善指示があった場合の減点②

様式　評第２号（第５条関係）

工事成績採点表　〔竣工、出来形、中間〕

平成　　年　　月　　日　　作成
事務所

工事名																																					
														契約金額(最終)																							
受注者名														工期	平成　年　月　日から平成　年　月　日						完成年月日							平成　年　月　日									
		主任監督員					総括監督員							検査員（出来形）							検査員（中間）							検査員（竣工）									
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名									
考査項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																															
	Ⅱ. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																															
2. 施工状況	Ⅰ 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15							
	Ⅱ. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																								
	Ⅲ. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																								
	Ⅳ. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20							
	Ⅱ. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25							
	Ⅲ. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5							
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応　※2						＋20.0　～　0																														
5. 創意工夫等	Ⅰ. 創意工夫等　※3	+7.0　～　0																																			
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																										
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±　.　点					±　.　点							±　.　点							±　.　点							±　.　点									
評定点(65点±加減点合計)　※1		①　.　点					②　.　点							③　.　点							③　.　点							④　.　点									
評定点計		＿＿＿＿点　○出来形・中間検査があった場合:(①　点×0.4＋②　点×0.2＋③　点×0.2＋④　点×0.2)＝　点 ※但し、③(出来形、中間)が2回以上の場合は平均値 ○出来形・中間検査がなかった場合:(①　点×0.4＋②　点×0.2＋④　点×0.4)＝　点																																				
7.法令遵守等　※7							点																														

主任監督員が評価する考査項目別運用表が“d”評価となると、工事成績表定点は1項目あたり

２点減点（－５×４０％（主任監督員の評定割合））となります。

（２項目該当する場合は、４点減点となります。）

参考(「工事成績評定」への反映について)

■勧告、入札参加停止(監督処分)となった場合の減点

考査項目別運用表

(総 括 監 督 員)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表
7．法令遵守等	【□ 項目該当なし】

措 置 内 容	点 数
□ 1.入札参加停止３ヶ月以上	－ 20点
□ 2.入札参加停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－ 15点
□ 3.入札参加停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－ 13点
□ 4.入札参加停止２週間以上１ヶ月未満	－ 10点
□ 5.文書注意	－ 8点
□ 6.口頭注意	－ 5点
□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3点
□ 8.その他 〔理由：〕	－ 点
□ 9.項目該当なし	

① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】
1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。（主任監督員が評価するⅠ.施工体制一般及びⅡ.配置技術者の項目との二重評価は行わない。）
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。

拡大

【新：平成25年4月1日～】

6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法、建設工事請負契約書に違反し、処分、措置又は勧告がなされた。（主任監督員が評価するⅠ.施工体制一般及びⅡ.配置技術者の項目との二重評価は行わない。）

【旧：～平成25年3月31日】

6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。

平成25年4月1日以降に適用の県土マネジメント部土木工事成績評定要領のとおり、建設業法等に違反し、勧告(行政指導)となった場合、総括監督員が評価する考査項目別運用表の法令遵守等の措置内容は“文書注意”に該当し、8点減点となります。また、監督処分(指示処分、営業停止処分)を受け、入札参加停止となった場合は、違反のあった工事現場の成績評定は入札参加停止期間に応じた減点(10～20点)となります。

但し、主任監督員が評価する考査項目別運用表(d評価)との二重の減点評価は行いません。

参考(「工事成績評定」への反映について)

■処分等に対する成績評定の減点（Gメンフローとの対比）

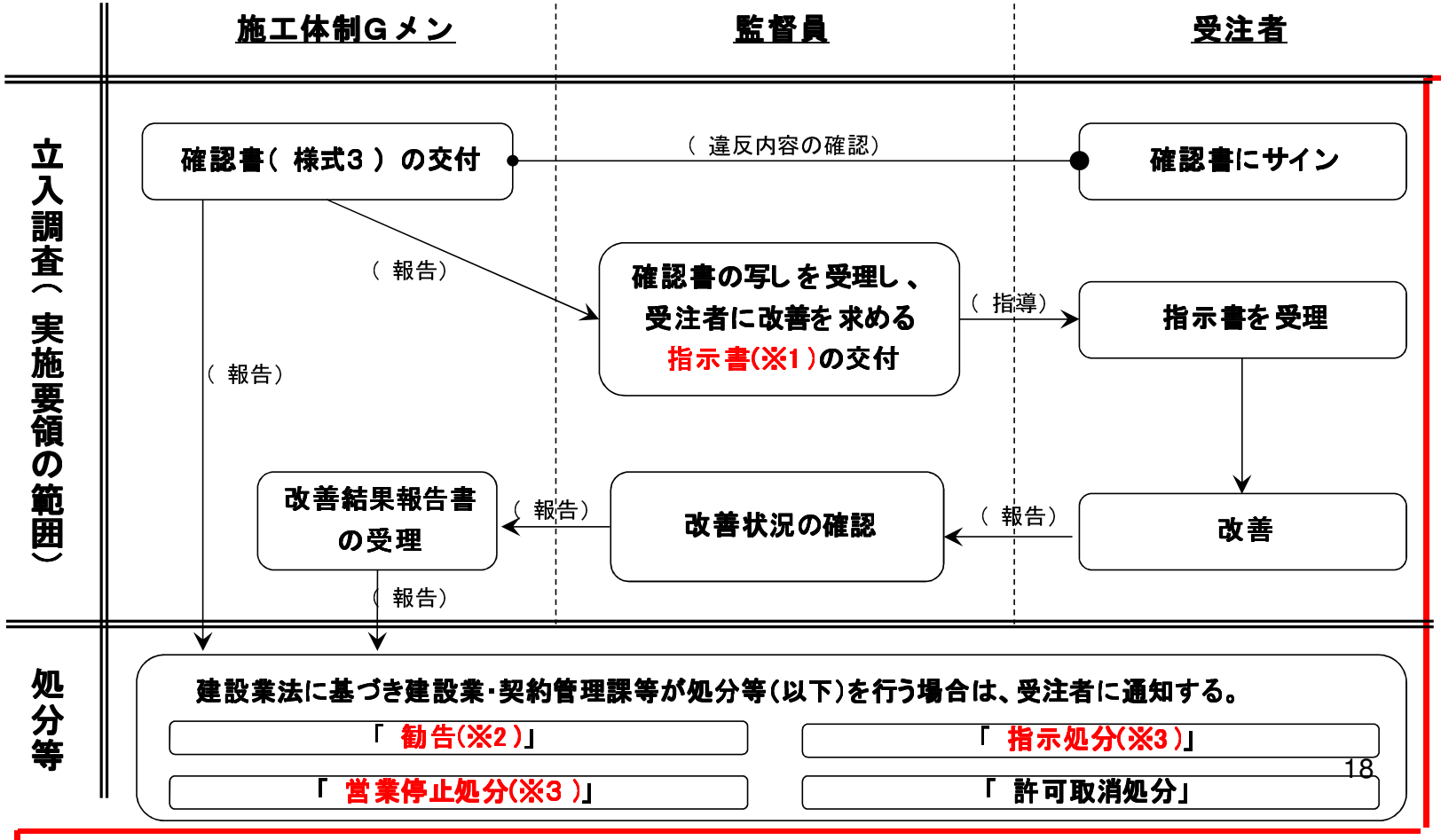

成績評定の減点

指示書(※1)を交付された場合

施工体制（考査項目）で最大4点減点となる。

・「施工体制一般」で2点減点

・「配置技術者」で2点減点

注）勧告書、入札参加停止による減点との二重減点は行わない。

勧告書(※2)を交付された場合

法令遵守等（考査項目）で8点減点となる。

指示処分(※3)、営業停止処分(※3)に伴う入札参加停止

以下のとおり、法令遵守等（考査項目）で入札停止期間に応じた減点となる。

・入札参加停止3ヶ月以上　・・・－20点　・入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満・・・－15点

・入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満・・・－13点　・入札参加停止2週間以上1ヶ月未満・・・－10点

2.低入札価格調査制度ついて

低入札価格調査制度について

■制度対象工事の推移

年　度	対象件数 （業者数）	調査基準価格		低入札価格調査制度における調査及び基準等の動向
		以上の契約 （失格者数）	未満の契約 （契約者数）	
H19年度	31件 （36者）	2件 （7者）	29件 （29者）	直接工事費　×　75% 共通仮設費　×　70% 現場管理費　×　60% 一般管理費等　×　30% いずれかを下回ると「特別重点調査」を実施
H20年度	11件 （15者）	8件 （12者）	3件 （3者）	全て「特別重点調査」を実施し別途「失格判断基準」を定め公表、低入札で契約した場合の入札参加制限を実施
H21年度	4件 （4者）	4件 （4者）	0件	「失格判断基準」見直しを行い、「品質確保体制」を充実させ、低入札で契約した場合の入札参加制限の強化
H22年度	3件 （3者）	3件 （3者）	0件	平成21年度と同じ
H23年度	3件 （3者）	3件 （3者）	0件	平成21年度と同じ
H24年度	1件 （1者）	1件 （1者）	0件	土木一式・建築一式工事について対象工事を、予定価格3000万円以上に変更
H25年度	2件 （2者）	2件 （2者）	0件	平成24年度と同じ
H26年度	1件 （1者）	1件 （1者）	0件	平成24年度と同じ
H27年度	1件 （1者）	1件 （1者）	0件	平成24年度と同じ
H28年度	0件 （0者）	0件 （0者）	0件	平成24年度と同じ
H29年度	1件 （1者）	1件 （1者）	0件	平成24年度と同じ

低入札価格調査制度について

平成29年5月1日以降

〇平成29年5月1日以降公告分から、低入札価格調査に使用する「調査基準価格」の算定式が変更になっています。

平成30年6月1日以降

〇平成30年6月1日以降公告分から、総合評価落札方式で発注する全ての工事が低入札価格調査の対象となります。

低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の適用価格帯について

①土木一式工事

5　30　50　100～　(百万円)

入札方式		総合評価落札方式（試行）	総合評価落札方式
ダンピング対策	現行	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
	↓		
	改正	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度

②建築一式工事

10　30　50　100～　(百万円)

入札方式		総合評価落札方式（試行）	総合評価落札方式
ダンピング対策	現行	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
	↓		
	改正	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度

低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の適用価格帯について

③舗装工事

10　20　50　100～　(百万円)

入札方式		総合評価落札方式	
ダンピング対策	現行	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
	↓		
	改正	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度

④設備工事

20　50　100～　(百万円)

入札方式		総合評価落札方式（試行）	総合評価落札方式
ダンピング対策	現行	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
	↓		
	改正	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度

低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の適用価格帯について

⑤地すべり工事、区画線・道路標示工事、標識等工事

10　50　100～　(百万円)

入札方式		総合評価落札方式	
ダンピング対策	現行	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
	↓		
	改正	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度

⑥橋りょう工事

20　50　100～　(百万円)

入札方式		総合評価落札方式	
ダンピング対策	現行	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
	↓		
	改正	低入札価格調査制度	低入札価格調査制度

NARA PREFECTURE 奈良県

低入札価格調査制度について
低入札工事での品質確保体制の強化と参入制限

項目	平　成　３　０　年　度
配置技術者の追加配置	**主任（監理）技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1名配置**
低入札で契約した場合の入札参加制限	**○県土マネジメント部・農林部・水道局を問わず入札参加制限** **○単体・JVを問わず入札参加制限** 予定価格が5千万円（平成24年6月1日以降公告の土木一式・建築一式工事にあっては3千万円）以上の建設工事における過去2カ年度の工事成績評定点の平均値が **・75点未満　単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、新たな工事への参入を認めない。ただ 、その者に過去2ヶ年度（当該契約対象工事の発注年度を含まない）で対象となる工事実績がない場合は、75点以上とみなして扱うものとする。** **・75点以上　単体・JVを問わず、当該契約対象工事の完成・引渡が完了するまでの期間、調査基準価格を下回る価格（低入札）での応札を認めない（失格）** **平均値は、県土マネジメント部の平均値又は農林部の平均値又は水道局の平均値のうちいづれか低い値を採用**
低入札で契約した場合の監督強化	**重点監督による品質強化** 県土マネジメント部土木工事重点監督要領 県土マネジメント部建築工事重点監督要領 農林部土木工事重点監督要領　　水道局建設工事重点監督要領